

# (仮称)守口市駅北側エリアリノベーション戦略策定支援業務委託プロポーザル募集要領

## 1 事業の趣旨・目的

本市では、令和3年3月に策定した「第6次守口市総合基本計画」をはじめとして、市政運営に係る基本方針等を定める各種の主要計画においても、守口の魅力と出会う機会を増やすことや、京阪電鉄守口市駅など、市内外の多くの人を惹きつける地域のランドマークとなる都市の顔づくり、それらの魅力の発信による都市イメージの向上に向け、中心市街地のエリアマネジメントの推進に取り組むこととしている。

これまで守口市駅を中心とした守口都市核周辺は、旧守口村が江戸期に東海道 57 番目の宿場に指定されるなど、大阪と京都を結ぶ交通の要所として、古くから生活が営まれており、また、高度経済成長期には、急激な市街化に対応し、公共施設や都市基盤の整備、さらに、京阪本線の連立立体交差化や駅前再開発事業などを進め、早くから、都市機能が集積する市の拠点を形成してきた。

しかしながら、駅前再開発からも相当の期間が経過し、施設の老朽化や公共施設再編に伴う跡地の今後の活用など様々な課題に直面しており、それらに対応しつつ、若い世代の満足度向上や子育て環境の充実化など、まちのレベルアップを図り、様々な世代の方々が暮らしやすく、魅力を感じるまちづくりに取り組んでいくため、今後 20～30 年後の将来を見据え、守口の新しい都市イメージの創出につながるような魅力、賑わい、交流が溢れる守口都市核を目指していくための指針として、平成 29 年 3 月に「守口都市核周辺における将来都市ビジョン」(以下、「ビジョン」という。)を策定した。

以降、ビジョンに基づく様々な取組みを推進しており、令和2年度からは守口市駅の南側に位置する駅前再開発エリアにおいては、ホール機能を誘導することとした場合の既存の公共施設(守口文化センター、守口市民体育館)との関係を踏まえた最適な配置の考え方や、公民連携の導入も含めた効果的、効率的な事業化手法等について検討を行う「にぎわい交流施設最適配置調査事業」を実施している。

一方で、守口市駅の北側では、令和2年度には守口市旧本庁舎等跡地活用事業における優先交渉権者と基本協定を締結するとともに、都市計画道路豊秀松月線整備事業における共同電線溝設置工事に着手するなど事業化が進んでいるものの、南側の駅前再開発エリアに比べ、比較的多くの事業者や住民が集積しており、今後のパブリックスペースの活用や、東海道 57 次の宿場町としての面影を残す「文禄堤」の景観保全や魅力の創出・発信、空き家・空き店舗のリノベーション等によって、持続可能なまちづくりを推進していくためには、一層の民間の主体的な取組みが求められる。

以上のことを踏まえ、本事業は守口市駅北側を対象としたエリア価値の向上に向け、駅前再開発エリアにおける検討との整合を図りつつ、公民が連携して、共にまちづくりに取り組むためのアクションプランとして、「(仮称)守口市駅北側エリアリノベーション戦略」(素案)を策定することを目的とする。

## 2 業務概要

- (1) 業務名 (仮称)守口市駅北側エリアリノベーション戦略策定支援業務委託
- (2) 業務内容 別紙1「(仮称)守口市駅北側エリアリノベーション戦略策定支援業務委託企画提案仕様書」のとおりとするが、企画提案書の内容を踏まえ、協議の上決定する。
- (3) 契約期間 契約締結日から令和4年3月31日まで
- (4) 上限額 10,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

## 3 主なスケジュール(予定)

内容	日時
(1)応募書類に関する質問 提出期間	公告の日から令和3年4月22日 午後5時まで
(2)応募書類の質問に対する回答	令和3年4月26日
(3)応募書類 提出期間	令和3年4月27日から令和3年5月14日 午後5時まで
(4)1次審査の結果通知	令和3年5月19日 予定
(5)2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	令和3年5月26日 予定
(6)選定結果通知	令和3年5月27日 予定
(7)契約内容の調整及び仕様書の確定	選定結果通知後
(8)契約の締結	契約内容の確定後(令和3年6月上旬を予定)

#### 4 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 本業務の企画提案書提出時において、令和3年度の本市入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (3) 守口市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は各要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (4) 守口市公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)の適用申請をした者(更生計画の認可を受けた者を除く。)でないこと。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用申請をした者(再生計画の認可を受けた者を除く。)でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 国又は地方公共団体が発注する公民連携まちづくり事業に関する業務(例:公民連携まちづくり、エリアマネジメント、エリアリノベーション、公民連携プラットフォーム形成、官民連携まちなか再生、まちなかウォークブルの推進や計画策定等。以下、同様。)について、元請として平成23年4月1日以降に2回以上契約及び完了した実績(契約金額は問わない)のあること。
- (9) 管理技術者として、国又は地方公共団体が発注する公民連携まちづくり事業に関する業務について、平成23年4月1日以降に管理及び統轄等を行う者として実施した実績がある者を配置できること。

#### 5 参加手続

##### (1) 担当部署及び問い合わせ先

〒570-8666 守口市京阪本通二丁目5番5号

守口市 都市整備部 都市・交通計画課

電話 06-6992-1679(直通) FAX 06-6992-1303

メールアドレス Mori\_toshikei@city-moriguchi-osaka.jp

##### (2) 募集要領等の配布

ア 配布期間: 令和3年4月2日～令和3年5月14日

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

イ 配布場所及び受付場所

上記(1)の担当部署で配布するほか、守口市ホームページからダウンロードできる。

##### (3) 応募書類の提出期間、提出場所及び提出方法

ア 提出期間: 令和3年4月27日～令和3年5月14日

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

※提出期間後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所: 上記(1)に同じ。

ウ 提出方法: 以下を、持参して提出すること。

ア 紙媒体・・・10部

イ 電子データ(「ア 紙媒体」をスキャンしたものを格納した CD-R または DVD-R 1部

※電子データのファイル名は、7(1)の提出書類名と同じにすること。

#### 6 質疑・回答

(1) 受付期間: 公募開始日～令和3年4月22日午後5時必着

(2) 質疑方法: 電子メール(受信確認の電話を行うこと。)により、5(1)に提出すること。

(3) 質疑様式等: 様式は指定とする。次の点に留意して記載すること。

ア 件名は「(仮称)守口市駅北側エリアリノベーション戦略策定支援業務委託に関する質問(提案事業者名)」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを記載すること。

(4) 回答日：令和3年4月26日

(5) 回答方法：質問への回答は守口市ホームページに掲載し、個別には回答しない。

## 7 応募書類

### (1) 提出書類及び作成方法

別紙2「提出書類作成要領及び様式集」のとおり。

### (2) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された応募書類は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、守口市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

イ 提出のあった応募書類は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

## 8 評価方法等

### (1) 評価基準

別紙3「評価基準」のとおり

### (2) 1次審査

#### ア 概要

提案事業者が応募書類の提出を行った後、1次審査を行う。

「4 参加資格要件」を全て満たした提案事業者のみを対象に、企画提案書類等を元に審査を行い、「別紙3 評価基準」に基づき「業務実績評価」、「実施体制評価」の合計点の上位3者までを1次審査の合格者とする。

ただし、1次審査の合計点が1次審査の満点(選定委員一人当たり30点×委員数)の6割未満の場合、または提案価格が「2(4) 上限額」を超えている場合は、ただちに不合格とする。

なお、採点の結果、同得点であるものが2者以上ある場合は、提案価格の低い提案事業者から順に上位とする。

#### イ 結果の通知

令和3年5月19日(予定)に1次審査を行った全ての提案事業者に対して結果を電子メールで通知する。

### (3) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを令和3年5月26日(予定)に実施する。時間、場所については、別途通知する。

### (4) 2次審査

#### ア 概要

2次審査は、プレゼンテーション及びヒアリングを基に評価点を算出し、1次審査の合計点に加算したうえで総合評価点を算出する(「別紙3 評価基準」参照)。

総合評価点が最も高い者を候補者、2番目に高い者を次点候補者とする。

なお、最高点の者が複数の場合は、提案価格の金額が最も安価な者を候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で「価格提案書(任意様式)」を再作成し、再提出された提案価格の金額が最も安価な者を候補者として選定する。

イ アに関わらず、総合評価点が満点(選定委員一人当たり100点×委員数)の6割未満の場合は、候補者として選定しない。

ウ 結果の通知

令和3年5月27日(予定)に2次審査を行った全ての提案事業者に対して結果を電子メールで通知する。

(5)その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が2(4)の上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係る委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目において守口市ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

(1) 候補者名

(2) 全参加者名、全参加者の総合評価点、企画提案評価点、価格評価点、提案金額

(3) 委員の氏名等

10 契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と本市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。

(2) 受注者は契約金額の100分の10の額(千円未満切上げ)の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、守口市契約規則第21条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

(3) 契約代金の支払いについては、完了払とする。

(4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

11 その他

(1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。

(2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。

(3) 参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。

(4) 参加表明書を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求められることがある。

(5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。

(6) 新型コロナウイルスの感染拡大の状況等により、適正に業務が遂行できないと市が判断した場合は、本公募型プロポーザルを中止または延期する場合がある。

(7) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。